

平成26年1月9日

千葉県と「法人の森協定」を締結！

～ 県有林にて森林整備活動を展開してまいります ～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、県有林における森林整備活動を応援するため、平成26年1月6日（月）付で、千葉県と「法人の森協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定は、千葉県農林水産部森林課が所掌する県有林において、企業等の法人が森林の保全・整備、森林環境教育等を通して社会貢献活動を行う「法人の森」事業に参画するために締結するものです。当行は今後、松くい虫等の影響で海岸保安林が壊滅状態にある匝瑳市新堀海岸県有林の再生を目指し、植樹や草刈等による森林整備活動を実施していく予定です。

なお当行は、次世代に美しく健全な森林を引き継ぐ活動に対する貢献が地方銀行の使命と捉え、「日本の森を守る地方銀行有志の会（※）」（会長 四国銀行頭取 野村 直史）の会員行として、地域における森づくり活動への準備をすすめてまいりました。本協定はその活動の一環です。

千葉興業銀行では、地域との共生と次世代育成支援を地域CSRの基軸として取り組んでおります。これからも地域社会への貢献を目指し、様々な取組みを展開してまいります。

※「日本の森を守る地方銀行有志の会」：各地方銀行の森づくり活動の情報をネットワーク化することにより、国土の7割を占める日本の森を守る活動を支援していくことを目的として、平成20年7月に地方銀行の有志が発起行となり発足いたしました。平成21年4月から本格的に活動を開始しており、平成25年12月末現在で、地方銀行64行が参加しております。

以 上